

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年1月26日(2012.1.26)

【公表番号】特表2011-518761(P2011-518761A)

【公表日】平成23年6月30日(2011.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2011-026

【出願番号】特願2010-535152(P2010-535152)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/7068 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/7068

A 6 1 P 35/00

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月1日(2011.12.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者に対して、1日当たり該患者の体表面積1m²に対して4-アミノ-1-(2-シアノ-2-デオキシ- -D-アラビノフラノシリル)-2(1H)-ピリミジノン換算量で2.0~4.0mgの量を168~336時間かけてもたらすのに充分な濃度で、4-アミノ-1-(2-シアノ-2-デオキシ- -D-アラビノフラノシリル)-2(1H)-ピリミジノン又はその塩を含有する抗腫瘍剤を持続静脈内投与するための組成物。

【請求項2】

前記抗腫瘍剤の濃度が、1日当たり前記患者の体表面積1m²に対して4-アミノ-1-(2-シアノ-2-デオキシ- -D-アラビノフラノシリル)-2(1H)-ピリミジノン換算量で2.0mgの量を336時間かけてもたらすのに充分である請求項1記載の抗腫瘍剤を持続静脈内投与するための組成物。

【請求項3】

前記抗腫瘍剤の濃度が、1日当たり前記患者の体表面積1m²に対して4-アミノ-1-(2-シアノ-2-デオキシ- -D-アラビノフラノシリル)-2(1H)-ピリミジノン換算量で3.0mgの量を168時間かけてもたらすのに充分である請求項1記載の抗腫瘍剤を持続静脈内投与するための組成物。

【請求項4】

前記抗腫瘍剤の濃度が、1日当たり前記患者の体表面積1m²に対して4-アミノ-1-(2-シアノ-2-デオキシ- -D-アラビノフラノシリル)-2(1H)-ピリミジノン換算量で2.0mgの量を336時間かけてもたらすのに充分であり、該患者に対して、前記抗腫瘍剤を1治療コースとして3週間に1回投与し、該治療コースを少なくとも2回行う請求項1記載の抗腫瘍剤を持続静脈内投与するための組成物。

【請求項5】

前記抗腫瘍剤の濃度が、1日当たり前記患者の体表面積1m²に対して4-アミノ-1-(2-シアノ-2-デオキシ- -D-アラビノフラノシリル)-2(1H)-ピリミジノン換算量で3.0mgの量を168時間かけてもたらすのに充分であり、該患者に対して、前記抗腫瘍剤を1治療コースとして2週間に1回投与し、該治療コースを少なくとも

2回行う請求項1記載の抗腫瘍剤を持続静脈内投与するための組成物。

【請求項6】

1日当たり患者の体表面積1m²に対して4-アミノ-1-(2-シアノ-2-デオキシ- -D-アラビノフラノシリル)-2(1H)-ピリミジノン換算量で2.0~4.0mgの量を168~336時間かけてもたらすのに充分な濃度まで、生理学的に許容される抗腫瘍剤静脈内搬送用液状媒体で希釈した、4-アミノ-1-(2-シアノ-2-デオキシ- -D-アラビノフラノシリル)-2(1H)-ピリミジノン又はその塩を含有する容器を含む、患者に対して抗腫瘍剤を持続静脈内投与するための組成物。

【請求項7】

前記抗腫瘍剤の濃度が、1日当たり前記患者の体表面積1m²に対して4-アミノ-1-(2-シアノ-2-デオキシ- -D-アラビノフラノシリル)-2(1H)-ピリミジノン換算量で2.0mgの量を336時間かけてもたらすのに充分である請求項6記載の抗腫瘍剤を持続静脈内投与するための組成物。

【請求項8】

前記抗腫瘍剤の濃度が、1日当たり前記患者の体表面積1m²に対して4-アミノ-1-(2-シアノ-2-デオキシ- -D-アラビノフラノシリル)-2(1H)-ピリミジノン換算量で3.0mgの量を168時間かけてもたらすのに充分である請求項6記載の抗腫瘍剤を持続静脈内投与するための組成物。